

# 文部科学省資料

## 国立大学法人制度等について

平成25年10月29日  
文部科学省国立大学法人支援課

### ○独立行政法人制度との関係性

- 平成16年に、国立大学法人法の施行により行われた国立大学の法人化は、「国の機関として位置づけられている国立大学等を法人化し、自律的な環境の下で国立大学をより活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現することをねらいとするもの」(提案理由説明)である。
- 国の組織の一部を国から切り離して法人化する制度としては、当時から独立行政法人通則法及び各法人の個別法に基づく独立行政法人制度が設けられていたところ、国立大学の法人化に当たっては、日本国憲法第23条に定める学問の自由及びその精神に由来する大学の自治の趣旨も踏まえ、大学の自主性・自律性等の特性へ配慮しつつ高等教育・学術研究に対する国の責任を果たす観点から、
  - 1) 国立大学法人の学長の任命は国立大学法人の申出に基づいて行う
  - 2) 文部科学大臣が中期目標を定めるに当たっては国立大学法人から意見を聴取しそれに配慮する
  - 3) 国立大学法人の評価については文部科学省独立行政法人評価委員会とは別に国立大学法人評価委員会を設け、特に教育研究については独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う専門的な教育研究評価の結果を尊重するなどの独立行政法人制度とは制度設計の上で異なる仕組みとする必要があった。
- このような仕組みは独立行政法人通則法に規定する独立行政法人としての制度設計に合致するものではなく国立大学法人固有のものであることから、国立大学法人法は独立行政法人通則法に基づく個別法ではなく、これらとは別の固有の法人制度を定める法律として制定したものである(別添資料1～3)。

- ・なお、独立行政法人制度の枠組みのうち、国立大学法人にも活用できる部分については、独立行政法人通則法の関係条文に必要な応じて読み替えた上で準用している（国立大学法人法第35条）。

（国立大学法人法第35条において独立行政法人通則法を準用している例）

- －総則（業務の公共性、透明性及び自主性（第3条）、事務所（第7条第2項）等）
- －役員及び職員（代表権の制限（第24条）、代理人の選任（第25条）等）
- －業務運営（業務方法書（第28条）、年度計画（第31条）等）
- －財務及び会計（事業年度（第36条）、企業会計原則（第37条）等）
- －人事管理（役員の報酬等（第52条）、役員の兼職禁止（第61条）等）
- －雑則（報告及び検査（第64条）、違法行為等の是正（第65条）等）

## ○最近の国立大学改革の動向

- ・国立大学改革については、「これからの大学教育等の在り方について」（平成25年5月28日 教育再生実行会議第三次提言）や、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、国立大学改革の必要性等について明記されている。
- ・これらを踏まえつつ、文部科学省では今後3年間で改革加速期間として設定し、各大学の固有の強み・特色・社会的役割を中心として各国立大学の機能の強化を図る国立大学改革を着実に実施していく方針（別添資料4）。

【参考1：国立大学法人法関連条文抜粋】

国立大学法人法（平成15年法律第112号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

（教育研究の特性への配慮）

第三条 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

第九条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）

（役員の内命）

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者

二 第二十一条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならない。

4～8 （略）

(中期目標)

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 (略)

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かななければならない。

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

## 「国立大学法人」と独立行政法人通則法との関係

国立大学法人は、独立行政法人通則法の規定を準用しつつも、国立大学固有の特性を踏まえ、以下の点について独立行政法人とは異なる制度設計としている。

	国立大学法人	独立行政法人
名 称	○ 「 <u>国立大学法人</u> ○○大学」	個別法で「独立行政法人○○○○」と規定
運営組織	○ 基本的な運営組織： <u>役員会</u> 構成員：学長、理事（学外者含む） 役 割：経営・教学の両面の重要事項を議決 <u>経営協議会</u> 構成員：学内代表者と学外有識者（半数以上） 役 割：経営に関する重要事項を審議 <u>教育研究評議会</u> 構成員：教育研究に関する学内代表者 役 割：教育研究に関する重要事項を審議	法人の組織・運営・管理は、役員以外は、原則として各法人の裁量。
長の任命	○ 学長は、経営協議会の <u>学外委員</u> と教育研究評議会の代表者（各同数）からなる「 <u>学長選考会議</u> 」の選考に基づき、文部科学大臣が任命	主務大臣が法人の長を任命
長の解任	○ 学長の解任は、業績悪化等を理由に、「 <u>学長選考会議</u> 」（ <u>半数が学外者</u> ）の申出により、文部科学大臣が行う	主務大臣は、法人の長を、業績悪化等を理由に解任
中期目標	○ 中期目標は、文部科学大臣が、 <u>各大学の意見に配慮しつつ定める</u> ○ 中期目標期間は、 <u>6年</u> ○ 中期目標の記載事項として「 <u>自己評価や情報発信に関する事項</u> 」を追加して義務化	主務大臣が中期目標を策定・指示 中期目標期間は3～5年 中期目標記載事項を法定
評 価	○ 独立行政法人評価委員会とは別に設けられる「 <u>国立大学法人評価委員会</u> 」が、 <u>大学評価・学位授与機構の行う教育研究の評価結果を尊重し</u> 、経営面を含め総合的に各国立大学法人の評価を実施	独立行政法人評価委員会が評価
運用面の配慮規定	○ <u>業務運営における自主性への配慮に加えて</u> 、国は <u>国立大学における教育研究の特性に常に配慮し</u> なければならない	法人の業務運営における自主性への配慮

# 国立大学法人化の経緯

平成

11年 4月

◎閣議決定

(国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画)

国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。

13年 6月

◎文部科学大臣 「大学の構造改革の方針」を発表

1. 国立大学の再編・統合
2. 第三者評価による世界最高水準の大学づくり
3. 国立大学の法人化

13年 6月

◎閣議決定

(今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針)

国立大学については、法人化して、自主性を高めるとともに、・・・民間的発想の経営手法を導入し国際競争力のある大学を目指す。

14年 3月

◎文部科学省の調査検討会議

新しい「国立大学法人」像について最終報告。

14年 6月

◎閣議決定

(経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002)

国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始する。

14年 11月

◎閣議決定

(平成15年度予算編成の基本方針)

競争的環境の中で世界最高水準の大学を育成するため、「国立大学法人」化などの施策を通して大学の構造改革を進める。

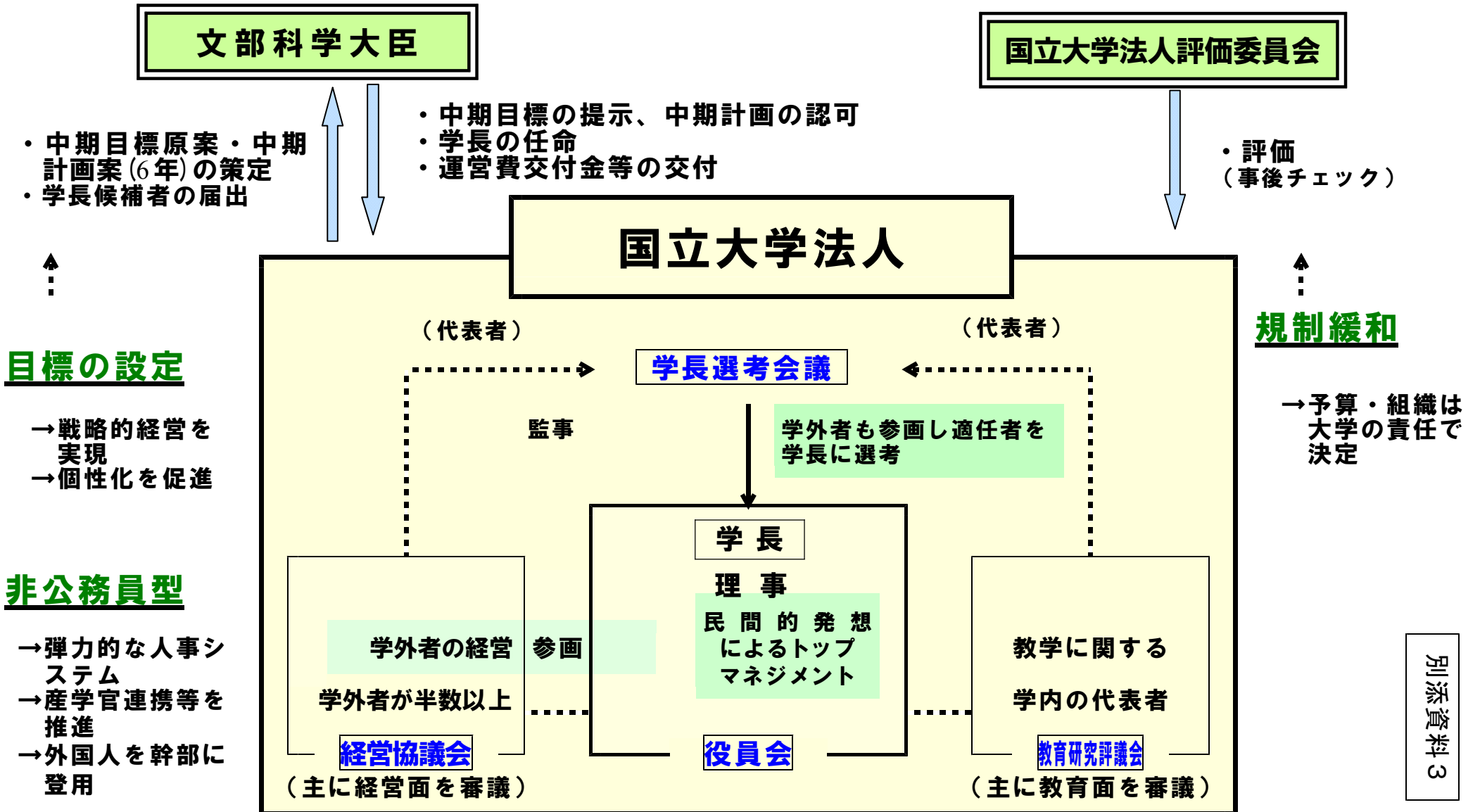
15年 7月

◎国立大学法人法等関係6法成立(10月施行)



平成16年4月国立大学法人成立

# 国立大学法人の仕組み





## 今後の国立大学の機能強化に向けての考え方

平成25年6月20日  
文 部 科 学 省

我が国は、急速な少子高齢化、グローバル化、新興国の台頭による競争激化など社会の急激な変化に直面しており、持続的に発展し活力ある社会を目指した変革の遂行が求められている。大学は、社会の変革を担う人材の育成やイノベーションの創出といった責務に応えるために、社会における大学の機能の再構築等に取り組んでいく必要がある。

現在、国立大学については、「大学改革実行プラン」（平成24年6月）を踏まえ、「ミッションの再定義」を始点とした機能の強化に取り組んでいる。今回、「これからの大学教育等の在り方について」（平成25年5月28日教育再生実行会議第三次提言）、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）及び「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえつつ、第2期中期目標期間（平成27年度まで）の後半3年間を「改革加速期間」として設定し、以下に示す観点を中心としてさらに機能の強化に取り組むこととする。

### 1. 「ミッションの再定義」を通じて、各大学の有する強みや特色、社会的役割を明らかにする。

○文部科学省と各大学は「ミッションの再定義」を本年末をめぐりに取りまとめ、全国的又は政策的な観点からの強みや各大学として全学的な観点から重視する特色、担うべき社会的な役割を明らかにする。これにより、国立大学の有する「世界水準の教育研究の展開拠点」、「全国的な教育研究拠点」、「地域活性化の中核的拠点」などの機能の強化を図る。

## 2. 大学のガバナンス改革、学長のリーダーシップの発揮を通じて、各大学の有する強みや特色、社会的役割を踏まえた主体的な改革を促進する。

- 「ミッションの再定義」等のプロセスで明らかにする各大学の有する強みや特色、社会的役割を中心として、国立大学の機能の強化を図るため、各大学は、人材や施設・スペースの再配分や教育研究組織の再編成、学内予算の戦略的・重点的配分等を通じた学内資源配分の最適化に、学長のリーダーシップの下で主体的に取り組む。
- 文部科学省は、学内資源配分の最適化や大学の枠を越えた連携・機能強化を含む先駆的な改革を進める国立大学を、予算の重点的配分を通じて支援する。また、学内資源配分の可視化を促進する。あわせて、国立大学法人評価委員会の体制の強化を促進し、国立大学改革の進捗状況をきめ細かくフォローする。
- 文部科学省は、学長が全学的な改革にリーダーシップを発揮できる体制が確立できるように、教授会の役割の明確化、部局の運営を効果的に活性化するための学内組織の機能の見直しや監事機能の強化などのガバナンス改革に取り組む。

## 3. 人材・システムのグローバル化による世界トップレベルの拠点形成を進める。

- 急速に進む社会や産業界のグローバル化の中で、我が国社会の発展を支える観点から、大学は国内外の優秀な学生や研究者を集めつつ、国際的に活躍できる人材の育成や国境を越えた共同研究に積極的に取り組むことが必要である。世界水準の教育研究の展開を進める観点から、外国人教員の大量採用、海外トップクラスの大学の教育プログラム及び教員等の積極的誘致並びに英語による授業の拡大等に取り組むことにより、人材・システムのグローバル化を進める。

○文部科学省として、今後10年間で、世界大学ランキングトップ100に10校以上へのランクインなど、国際的存在感を高めつつ、国際的に活躍できる人材の育成を目指す。

#### **4. イノベーションを創出するための教育・研究環境整備を進め、理工系人材の育成を強化する。**

○新興国との激しい競争に直面し、少子高齢化が進行する我が国が、経済成長を維持し、国際競争力の強化を図るためには、イノベーションを絶え間なく創出していくことが求められている。各大学は、イノベーションを支える主要な担い手となる理工系人材の戦略的育成を図るため、今後産業界との対話を通じて策定される「理工系人材育成戦略」(仮称)を踏まえ、教育研究組織の再編成や整備を進める。また、文部科学省は、国立大学法人による大学発ベンチャーを支援するための出資を可能とするなどの制度改正に取り組む。

○文部科学省として、今後10年間で、20の大学発新産業を創出することを目指す。

#### **5. 人事・給与システムの改革を進め、優秀な若手研究者や外国人研究者の活躍の場を拡大する。**

○国立大学が、グローバル化への対応を図るとともに、イノベーションの創出に適した環境となるためには、法人化のメリットを活用しつつ、若手研究者や外国人研究者といった多様な人材を引きつけていくことが欠かせない。このため、各大学は、退職金にとらわれない年俸制や学外機関との混合給与等の導入を促進することで、公務員型の人事・給与システムを改め、優秀な若手研究者や外国人研究者の常勤職への登用を進める。

○文部科学省として、今後3年間で、国立大学における1,500人程度の若手・外国人研究者へ常勤ポストを提示することを目指す。

## 6. 国立大学として担うべき社会的な役割等を踏まえつつ、各専門分野の振興を図る。

- 「ミッションの再定義」を先行して実施した3つの専門分野について、各大学ごとの強みや特色を伸長し、社会的な役割を一層果たすための振興の観点は以下のとおりである。
- 教員養成大学・学部については、今後の人口動態・教員採用需要等を踏まえ量的縮小を図りつつ、初等中等教育を担う教員の質の向上のため機能強化を図る。具体的には、学校現場での指導経験のある大学教員の採用増、実践型のカリキュラムへの転換（学校現場での実習等の実践的な学修の強化等）、組織編成の抜本的見直し・強化（小学校教員養成課程や教職大学院への重点化、いわゆる「新課程」の廃止等）を推進する。
- 医学分野について、超高齢化やグローバル化に対応した医療人の育成や医療イノベーションの創出により、健康長寿社会の実現に寄与する観点から機能強化を図る。具体的には、診療参加型臨床実習の充実等国际標準を上回る医学教育の構築、卒前・卒後を通じた研究医育成を推進する。また、独創的かつ多様な基礎研究を推進するとともに、分野横断・産学連携を進め、治験・臨床研究推進の中核となり、基礎研究の成果を元に我が国発の新治療法や革新的医薬品・医療機器等を創出する。地方公共団体と連携し、キャリア形成支援等を通じた地域医療人材の養成・確保、高度・先進医療や社会的要請の高い医療を推進する。
- 工学分野については、我が国の産業を牽引し、成長の原動力となる人材の育成や産業構造の変化に対応した研究開発の推進という要請に応えていくため、前述の「理工系人材育成戦略」（仮称）も踏まえつつ、大学院を中心に教育研究組織の再編・整備や機能の強化を図る。具体的には、エンジニアとしての汎用的能力の獲得を支援する国際水準の教育の推進など、工学教育の質的改善を推進し、グローバル

化に対応した人材を育成するとともに、最新の高度専門技術に対応すべく社会人の学び直しを推進する。また、社会経済の構造的変化や学術研究・科学技術の進展に伴い、各大学の強みや特色を生かしながら先進的な研究や学際的な研究を推進するとともに、研究成果を産業につなげる観点から地域の地場産業も含め広く産業界との連携を推進する。

※その他の分野についても、「ミッションの再定義」に取り組みつつ、今後、各専門分野の振興の観点について順次明確化を図る。

## 7. 「国立大学改革プラン」（仮称）を策定するとともに、運営費交付金の在り方を抜本的に見直す。

- 文部科学省は、「ミッションの再定義」の取りまとめ作業と並行して、この「考え方」をもとに各専門分野の振興の観点や具体的な改革工程を盛り込んだ「国立大学改革プラン」（仮称）を、本年夏をめどに策定する。
- 文部科学省は、各国立大学の改革成果を考慮しつつ、教育や研究活動等の成果を踏まえた新たな評価指標を確立するとともに、第3期中期目標期間（平成28年度以降）は、国立大学法人運営費交付金の在り方を抜本的に見直す。